



市民と行政とのパートナーシップによる
『共生・協働のまちづくり』

健康で文化的な生活を営める
『元気で安心できるまちづくり』

将来都市像(ニメガすべき都市像) 『ひとが輝き 文化の薫る 世界に拓かれたまち』

世界に羽ばたく力強い産業が展開する
『活力ある産業のまちづくり』

利便性が高く美しいまちを創造する
『快適な環境のまちづくり』

【いちき串木野市総合計画の体系図】

【基本理念】

住み続けたいまち 住んでみたいまちづくり



【将来都市像】

ひとが輝き 文化の薫る 世界に拓かれたまち



【基本方針】

- ① 市民と行政とのパートナーシップによる『共生・協働のまちづくり』
- ② 健康で文化的な生活を営める『元気で安心できるまちづくり』
- ③ 世界に羽ばたく力強い産業が展開する『活力ある産業のまちづくり』
- ④ 利便性が高く美しいまちを創造する『快適な環境のまちづくり』



【分野別振興方向】

- (1) コミュニティ
- (2) 行財政
- (3) 生活環境
- (4) 保健・医療・福祉
- (5) 教育文化
- (6) 産業経済
- (7) 社会基盤



【ゾーン別振興方向】

- ① 都市形成ゾーン
- ② 農と住の調和ゾーン
- ③ 癒しの森ゾーン
- ④ 海洋活カゾーン



【重点プログラム】

- ① 食のまちプログラム
- ② 環境維新プログラム
- ③ 国際化推進プログラム
- ④ ひとづくり推進プログラム

第2章 施策の大綱

これらの基本方針に基づく施策の大綱を示し、将来都市像の実現に向けた市政の展開を図ります。

第1節 市民と行政とのパートナーシップによる『共生・協働のまちづくり』

まちは、人によって創られ、人によって発展します。まちづくりを進めるためには、多様な主体が相互にその特性や役割を認識し、尊重し合いながら対等な立場で、共通の目的を達成するために協力していく共生・協働の精神が重要です。

そのため、少子高齢化への対応や環境保全、生活環境の管理といった地域を取り巻く様々な課題に対して、市民一人ひとりが互いに尊重しながら、自らの役割や責務を自覚し主体的にまちづくりに参画するとともに、互いに協働して進めていくことが必要です。

以上のような状況を踏まえ、市民が主役となり地域が主体となったまちづくりを補完性の原則^(※)に基づいて実践していくことで、市民と行政とのパートナーシップによる『共生・協働のまちづくり』を目指します。

1. コミュニティ

市民が主役となり、地域が主体となったまちづくりを展開していくために、補完性の原則に基づいたコミュニティの強化を図っていくことが必要です。

そのため、市民は一人ひとりの人権を尊重し、自らの意思と責任に基づき、まちづくり協議会を中心とした市民自治によるまちづくりに努め、行政は情報の共有化を図り市民自治活動を尊重し支援や協力をを行うなど、協働して豊かな地域社会の実現に努めます。

1)市民参画と協働の推進

市民と行政が協働してまちづくりを進めるため、市民がまちづくりの主体者として、積極的にまちづくりに参画するように努めます。行政は行政サービスに関する情報をわかりやすく市民に提供するとともに、公平・公正かつ効率的な市政運営に努め、市民の参画機会の増大を図ります。

2)市民自治活動の充実

各地区の特性を生かした地域づくりを推進するため、まちづくり協議会を中心とした市民の自主的・主体的な自治活動を支援します。また、拠点となる交流センターの整備に努めます。



^(※)補完性の原則…住民の自助・共助で解決できるものは、住民の自主的・自発的行動で解決し、それが不可能な場合に、民間団体や企業が行う。それでも困難な場合にだけ公助として行政が補完・支援を行っていく責任と義務があるという原則。



3)広報・広聴

行政情報の市民との共有化を進めるために、積極的な情報提供や広聴活動の充実を図ります。

4)人権尊重・男女共同参画社会の実現

一人ひとりの人権が尊重される社会づくりや男女共同参画社会の進展を図るため学習・啓発活動を推進します。



2. 行財政

国・県の補助制度等を効果的に活用しながら、市民の満足度の向上と効率的な行財政運営を両立できる体制づくりが必要です。

そのため、より積極的な行財政改革に取り組むとともに、多様化・高度化する市民ニーズに応えられる質の高い行財政の構築を図ります。

1)効率的・効果的な行政の運営

社会情勢の変化や行政課題に迅速かつ的確に対応できるように、効率的な行政機能の改善・充実に努めます。

そのため、組織機構の見直しや事務事業の再編・整理、民間委託等の活用により、計画的な定員適正化に努めるとともに、職員の意識改革を行い、職員研修や人事管理等を通して人材育成を推進します。

2)健全な財政の運営

市町村合併に対する支援措置等が縮減するなか、持続可能な地方自治体として存続していくため、財源の積極的な確保に努めます。また、事務事業等の見直し、公共施設の適正化などの行政改革を推進することにより、健全財政の確立を図ります。

3)広域行政の推進

高速交通体系の発達や高度情報化の急速な進展に伴う日常生活圏の広域化や多様化・高度化する行政ニーズに対応するため、連携中枢都市圏等の広域行政の推進を図り、圏域の一体的な振興発展に取り組みます。

第2節 健康で文化的な生活を営める『元気で安心できるまちづくり』

本市は、豊かな自然環境に恵まれ、歴史的な資源を数多く有しています。また、様々な文化的活動や活発な国際交流、特色のある教育・文化に関する活動や環境が充実しています。

これらの生活環境を維持しつつ、さらに磨き上げ、自然と調和した質の高い生活空間の整備を図っていくことが必要です。また、人々が安心して暮らすためには、健康づくりや医療・福祉の充実が欠かせないもので、市民生活の身近な場所で健康づくり活動を実践できる環境を整えながら、地域で支える福祉社会の実現に向けた取組を進め、生涯を通じて健康で充実した市民生活が送れるようなまちづくりを進めることができます。

以上のようなことを踏まえ、豊かな自然環境が生活環境にうまく活用され、教育・文化や保健・福祉の環境が充実したゆとりとうるおいに満ちた生活空間のなかで、都市的な利便性を同時に感じられるよう、健康で文化的な生活を営める『元気で安心できるまちづくり』を目指します。

1. 生活環境

本市は、海・森林・河川などの自然環境に恵まれており、これらの自然環境は本市の市民生活や産業等に大きく貢献していることから、まちづくりを進めるうえで生活環境や産業振興などの様々な場面で環境負荷の軽減を意識した施策展開が必要となります。

そのため、環境と共生するライフスタイルづくりを目指すとともに、合併処理浄化槽の設置促進や下水道の普及など自然環境保全に向けた取組を強化します。また、良質な水の安定供給を図るとともに、水質の安全性の確保にも十分に配慮していきます。

さらに、住宅地などにおける治安対策や消防・防災体制の充実、公園・緑地の整備、環境美化活動などを進め、美しく快適な街並みや良好な住環境の整備に努めます。

1)環境の保全

本市の持つ海岸線や森林・河川などの自然環境の保全や監視活動を強化するとともに、環境学習機能の整備充実を進め、市民の自然環境に対する意識の向上を図ります。



2)ごみ処理の充実

環境問題に対する市民の意識の高揚を図るとともに、各家庭・事業所などから排出される一般ごみの発生の抑制、減量やリサイクル等の再資源化を積極的に進め、市民・事業者・行政が一体となって循環型社会づくりに向けた取組を推進します。

3)水道の安定供給

水道事業の効率化及び災害に強い施設整備を推進し、経営安定と安全な水の安定供給を図るとともに、関係機関と連携し水源涵養林^(*)としての森林の保全に努めます。

4)下水道・生活排水・し尿処理の充実

自然環境の保全を図るために、合併処理浄化槽の設置促進や下水道、漁業集落排水施設の普及のほか、災害に強い施設整備に努めます。また、し尿及び浄化槽汚泥は、循環型社会に適合した適正な処理を行います。

^(*)水源涵養林…雨水を吸収して水源を保ち、併せて河川の流量を調整するための森林。



5) 住環境の整備

自然環境との調和を基本としつつ、秩序ある土地利用を図りながら、民間活力による宅地等の開発に努めます。公園・緑地については、防災面や憩いの場の創出のために、水や緑などの資源を生かしながら、子育てや高齢者の交流の場となるように整備を進めます。また、空き家の対策を進め、住環境の整備に努めます。

6) 火葬場・墓地の適正な管理

火葬場については、引き続き適切な管理運営に努めます。また、墓地については、市民ニーズを踏まえた環境整備を進めるとともに、適切な管理に努めます。

7) 消防・防災体制の充実・強化

火災、地震、津波、風水害、その他の災害による被害の防止及び軽減を図るため、常備消防及び消防団の消防力の向上を図るとともに、自主防災組織等の関係機関と情報共有するなど緊密な連携を保ち、体系的な消防・防災体制を構築します。このため、石油貯蔵施設立地地域における交付金制度等を有効活用して、施設等の整備を行い、消防・防災体制の充実・強化を図ります。また、川内原子力発電所に対する原子力防災対策の充実を図ります。



8) 交通安全の充実

交通事故等を未然に防止するため、関係機関との連携を図りながら、交通安全対策を強化するとともに、子どもや高齢者を中心に交通安全に対する教育・普及活動を充実します。

9) 防犯対策の強化

犯罪を未然に防止するため、防犯対策を強化するとともに、市民相互による見守り体制などの構築を進めます。また、防犯灯設置や各地区での防犯体制づくりを支援するほか、防犯に対する教育・普及啓発活動に取り組みます。

10) 消費生活の充実

消費者苦情等に対する相談体制を充実するとともに、消費者情報の提供などの取組を推進します。

11) エネルギー対策の推進

地球温暖化の主な原因とされる二酸化炭素の排出量を抑制するため、地球環境に与える負荷の少ない太陽光・風力などの再生可能エネルギーの導入促進や、省エネルギー対策に市民・事業者・行政が一体となった取組を進めます。

電力システム改革に伴い設立した地域新電力事業を中心として、公共施設・家庭・事業所への公共エネルギーサービスや再生可能エネルギーの拡充などを展開し、エネルギーと産業おこしを組み合わせた環境維新のまちづくりを推進します。

2. 保健・医療・福祉

少子高齢化の進行や健康への関心が高まるなかで、高齢者、障がい者、児童を含むすべての市民が、健康で自立した生活を送ることができるまちづくりを進めることができます。

そのため、各地区で健康づくりに取り組める支援を行うとともに、子育て支援体制の充実や在宅介護を支える高齢者福祉の充実・強化を進め、各年代・世代に応じた保健・医療・福祉施策を推進します。また、保健・医療・福祉を支える人材の育成・確保、社会福祉団体やボランティア団体の育成・充実に努めます。

1) 健康づくりの推進

市民が主体的に健康づくりに取り組めるような意識啓発を図り、健康寿命の延伸を目指します。

また、各種検診等の充実を図り、健康保持や疾病等の予防のほか、心の健康づくりに努めます。

2) 地域医療体制の充実

地域医療の充実を図るため、保健・医療・福祉の連携を図り、市民が安心・安全な日常生活を営める医療体制の整備に努めます。

また、いつでも、迅速で質の高い医療サービスを受けることができるよう、救急医療体制及び休日・夜間の医療体制の維持を図ります。

3) 子育て支援体制の充実

子どもを安心して産み育てられる環境をつくるため、経済的負担の軽減や相談体制のほか、多様なニーズに合わせた保育体制の充実に努めます。

また、児童虐待の早期発見や相談支援体制の充実・強化に努めます。



4) 高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域において、健康でいきいきと安心して生活ができるように、生活支援対策や生きがい対策、家族介護支援対策の充実を図ります。

また、バリアフリー化の推進や見守り体制を強化し、高齢者が暮らしやすい環境づくりを進め、社会参加の促進に努めます。





5)社会保障の充実

国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の安定的な運営に努めるとともに、保健事業や介護予防事業を推進し、医療費等の抑制に努めるとともに、各関係団体・機関等と連携し、住み慣れた地域で自分らしく生活できる地域包括ケアシステムの構築を図ります。

また、国民年金については、年金制度の普及啓発に努めます。

6)障がい者(児)福祉の充実

障害の有無に関わらず、互いにその人らしさを認め合いながら、誰もが安心して日常生活や社会生活を営めるよう、市民が互いに助け合い、支え合う地域福祉の推進を図るとともに、各種サービスの提供及び支援体制の充実に努めます。

また、公共施設をはじめ公共性の高い施設などのバリアフリー化を促進します。

7)母子父子福祉の充実

ひとり親家庭等の自立を促進するため、子育て・生活支援・経済的支援など、子どもと共に健全な生活を営むことができるよう、総合的な支援対策に努めます。

8)地域福祉の推進

市民が共に助け合い、支え合う地域福祉を推進するため、市民による相互扶助の体制整備を促進するとともに、福祉団体やボランティア団体等の育成、支援及び人材育成に努めます。

災害時においては、要配慮者に関する情報を関係機関が共有し、避難時の支援体制の強化に努めます。

9)生活困窮者の自立支援等の充実

生活困窮者自立支援制度の機能充実を図り、生活困窮者について早期に支援を行い自立の促進に努めます。

生活保護受給者の個々の状況に応じた支援を関係機関と連携しながら取り組み、自立の促進を図ります。



3. 教育文化

他人を思いやり、生命や自然を大切にする心など豊かな心をもち、新しい課題に積極果敢に挑戦する気概や困難を乗り越えることのできる力が求められています。

のことから、本市では「ふるさとを愛し、夢と志をもち、心豊かでたくましい人づくり」を基本目標に掲げ、「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間」、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた郷土を愛する態度を養い、これから社会づくりに貢献できる人間」の育成を目指します。

1)生涯学習の充実

市民がいつでも、どこでも、誰でも生涯にわたって学び、その成果を地域社会等で生かすことのできる生涯学習社会の実現を図るとともに、学校や公民館など生涯学習の拠点となる施設・設備の充実を図ります。

2)学校教育の充実

確かな学力をもち、心豊かで心身共にたくましい児童生徒の育成を目指し、家庭や地域と一緒にした学校教育を推進します。また、学校運営協議会制度を導入し、地域と共にある学校づくりや小中一貫教育を柱とした幼・小・中・高間の連携教育を推進し、各校種間のスムーズな接続を目指します。さらに、特別支援教育の充実を図ります。

教育環境については、学校施設の計画的な改修や社会状況の変化、多様な学習活動等に対応した質的な整備を図るとともに、地域との交流や施設の効率的な活用の観点から、地域生涯学習拠点としての学校施設の利用促進を図ります。

学校給食については、安心・安全で栄養バランスのとれた食事の提供や地場産物の活用、食育の推進に努めるとともに、新学校給食センターの整備を図ります。

3)社会教育の充実

学校・家庭・地域社会や社会教育関係団体等が相互に連携しながら、家庭や地域の教育力の向上を図るための学習機会の充実に努めます。

また、引き継がれている教育的資源を生かしながら、ふるさとを愛する心、豊かな心を備えた夢と志をもった青少年を育成するため、学校・家庭・地域社会が一体となった取組を推進します。

4)地域文化の保存・継承

有形・無形文化財の保存継承活動に対する支援を充実するとともに、郷土の歴史や文化の学習、様々な文化活動などを気軽に実践できる環境づくりに努めます。

5)スポーツの充実

いつでも、どこでも、誰でもスポーツやレクリエーション活動に親しみ、生涯にわたる健康づくりとスポーツ活動を一体として推進するとともに、競技団体等との連携を深め、各種スポーツの普及、競技人口の拡大及び競技力の向上を図るなど、生涯スポーツの振興に努めます。

また、総合体育館、多目的グラウンド、庭球場、パークゴルフ場及び市来運動場などのさらなる利用促進に努めるとともに、各種競技大会やイベントの開催、県内外からのスポーツの誘致を推進します。